

令和3年12月16日

飯塚市議会議長 松 延 隆 俊 様

発議者 江 口 徹

発議者 金 子 加 代

発議者 田 中 博 文

議案第104号 令和3年度飯塚市水道事業会計補正予算（第2号）に対する  
修正動議について

令和3年度飯塚市水道事業会計補正予算（第2号）に含まれる飯塚市水道施設運転管理及び料金収納等業務委託料に関する10年間約65億円を上限とする債務負担行為については、国の国庫債務負担行為が原則5年以内であること、他の自治体の同様の委託のほとんどが5年以内であること、現在の契約の5年約19億円と比較してかなりの金額増となることが予想されることなどから、認めることができない。

よって、上記の動議を、地方自治法115条の3及び会議規則第17条の規定により別紙の修正案を添えて提出いたします。

「議案第104号 令和3年度飯塚市水道事業会計補正予算（第2号）」に対する修正案

「議案第104号 令和3年度飯塚市水道事業会計補正予算（第2号）」の一部を次のように修正する。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

(参考) 令和3年度飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)修正に関する説明書

~~(債務負担行為)~~

~~第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおり定める。~~

<del>事 項</del>	<del>期 間</del>	<del>限 度 額 (千円)</del>
<del>飯塚市水道施設運転管理及び料金収納等業務委託料</del>	<del>令和3年度から 令和14年度まで</del>	<del>6,551,138</del>

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条

~~第6条~~ 予算第9条第1号に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費 231,105千円

(他会計からの補助金)

第6条

~~第7条~~ 予算第10条中「21,374千円」を「32,664千円」に改める。